たたき台案による制度の具体的概要図

弁護士経験を通じて多様で豊かな知識・経験等を備えることによる裁判官・検察官としての能力・資質等の一層の向上 (弁護士の経験を裁判官・検察官に復帰後の職務に活用することが目的)

国家公務員(裁判所事務官・法務事務官)の身分を保有したまま、弁護士業務を行う(公務には従事しない) 弁護士事務所(弁護士又は弁護士法人)に雇用され、弁護士業務を行い、弁護士事務所から給与を受ける 退職手当、共済長期(年金)について、国家公務員の身分を保有することから、弁護士経験期間が国家公務員としての

